


平成 27 年 5 月 20 日

長崎県警察本部  
交通部交通指導課 御中

協同組合 日本接骨師会  
保険部長 真竹晴己 

## 交通事故にかかる柔道整復師診断書妨害防止の要望

### 要望の趣旨

交通事故患者にかかる柔道整復師(以下「整復師」という。) 作成診断書について、故なくこれを妨害・拒否することのないよう、妨害防止の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

### 要望の趣旨

交通事故といえども医療選択権の自由があることは言をまちません。この中に整復師医療も含まれることも言をまちません。別紙に見るように妨害事件が発生し、患者には医師医療斡旋・整復師医療受診妨害、整復師には営業妨害・名誉毀損を惹起する虞れがある問題について、これは、最も法律と社会正義を遵守する「警察」としての趣旨に悖ることと考えます。当会、登山 勲会長が貴当局に妨害防止の周知徹底をお願いしていましたが、未だこうした事の再発防止の周知徹底の要望いたします。周知徹底の指導の報告を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、要望に関する参考資料は別紙のとおりです。

平成 27 年 6 月 18 日

長崎県警察本部  
交通部交通指導課 御中

協同組合 日本接骨師会  
保険部長 真竹晴己



### 交通事故にかかる柔道整復師診断書妨害防止の要望について

平成 27 年 5 月 15 日 柔道整復師作成診断書受付拒否について、患者の医療選択権は自由であるにも拘らず、患者には医師医療を斡旋、整復師医療受診妨害・営業妨害を惹起するおそれの問題について、諫早警察署交通課担当者は、当該整復師の不受理理由の質問に対し「医師以外の診断書は一切受け付けない」「今まで一切医師以外では受理した事が無い。警察ではずっと昔から、上からの指導でそうしている」の回答です。再発防止の指導の要望をいたしましたところ、5 月 25 日午後 6 時頃、電話での応答で、再発防止の指導の報告を文章で頂きたいのお願いに、了承していただきましたが、未だ文章での回答がありません。

回答できない理由を本状到着後、1 週間以内に文章で賜りますようよろしくお願い申し上げます。